

保育のしおり

(重要事項説明書)



令和8年度 伊奈町立保育所

目 次

1	保育について	1
2	保育所施設概要	1
3	職員体制	2
4	保育時間	2
5	保育所の休日	3
6	クラス構成・利用定員	3
7	食事	4
8	健康・ほけんについて	4
9	薬の取り扱い	5
10	嘱託医について	5
11	緊急時における対応	5
12	非常災害対策	6
13	虐待防止対策	6
14	苦情解決制度	6
15	保育 ICT システム	7
16	子育て支援事業	7
17	費用負担について	8
18	その他	8
○	保育所における一日の流れ	10
○	1年間の主な行事予定	11
○	コドモン資料室 添付書類一覧	12
○	ご理解とご協力をお願いします	13

1 保育について

＜保育理念＞

子ども一人ひとりを大切に、保護者から信頼され、地域に開かれた保育所を目指す。

＜保育方針＞

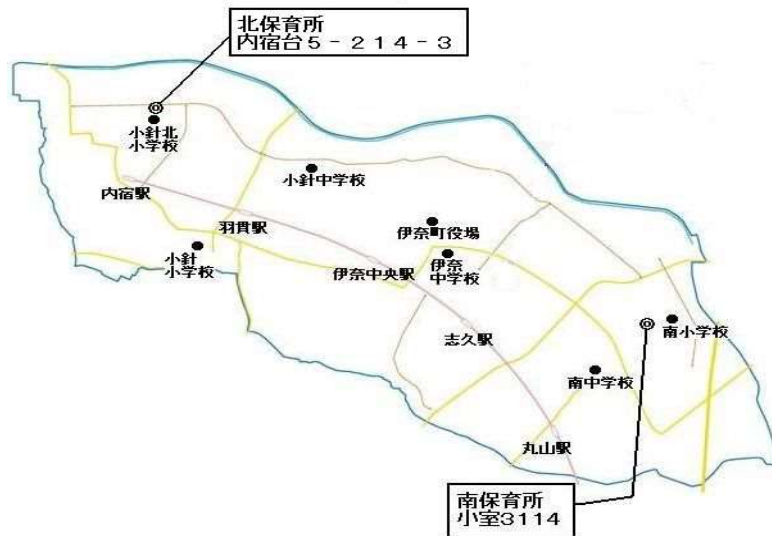
自他共に認め合い「生きる力」の基礎を培う。

＜保育目標＞

- (1) 思いやりのある子
- (2) 自立心のある子
- (3) 丈夫で元気な子

2 保育所施設概要

	保育所施設概要	
保育所名	きたほいくしよ 北保育所	みなみほいくしよ 南保育所
開所年月日	1974年4月1日	1982年4月1日
住所	内宿台 5-214-3	小室3114
電話	728-3258	722-1855
対象年齢	6ヶ月以上	8ヶ月以上
定員	120人	60人



3 職員体制

〈職員数〉

(R7. 4. 1 現在)

	北保育所	南保育所
所長	1	1
所長補佐	2	2
保育士(常勤)	13	10
保育士(非常勤)	28	11

※1 職員数は、変動することがあります。

※2 ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※3 給食調理業務は、民間委託しています。

〈職務の内容〉

所 長：職員及び業務の管理を一元的に行い、園務を司る。

所長補佐：所長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

保 育 士：保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録や家庭連絡などの業務を行う。

4 保育時間

○開所時間

月曜日～金曜日 7時00分～19時00分 土曜日 7時30分～18時30分

※入退室のできる時間となります。

○認定時間

・保育標準時間認定 7時30分～18時30分

・保育短時間認定 8時30分～16時30分

※勤務時間と通勤時間の範囲内での利用となります。

※仕事が休みの場合は8時30分～16時30分の保育にご協力ください。

○時間外保育（保育短時間認定の方が該当、利用の際には『時間外保育利用申請書』が必要になります）

・月曜日～土曜日 朝 7時30分～8時30分 夕 16時30分～18時30分

<利用料金>

朝1回、夕1回 3歳未満児（つぼみ・すみれ・たんぽぽ組） 200円

3歳以上児（ちゅうりっぷ・さくら・ゆり組） 100円

（月上旬 3歳未満児 1,000円 3歳以上児 500円）

ひと月ごとに利用料金を徴収させていただきます。

○延長保育（土曜日保育の実施はありません）

・月曜日～金曜日 朝 7時00分～7時30分 夕 18時30分～19時00分

<利用料金>

朝 1回 100円 夕 1回 100円

(月上限 朝 1,000円 夕 1,000円)

利用希望者は、前月の20日までに就労証明書を添えて、『伊奈町延長保育利用申請書』を提出してください。

急遽、延長保育を利用する場合は、必ず保育所に電話連絡をしてください。

保育認定時間に関わらず利用料金が発生し、ひと月ごとに徴収させていただきます。

○受け入れ保育

園生活に慣れるまで、年齢や個人差により受け入れ保育期間を延長することがあります。

なお、受け入れ保育中は、時間外保育、延長保育や土曜日保育は利用できません。

- ・つぼみ・すみれ・たんぽぽ組 1～2週間程度（1時間程度の保育からになります）
- ・ちゅうりっぷ・さくら・ゆり組 3日間程度

○土曜日保育

土曜日保育は、年齢別保育ではなく合同保育となります。必要な方は、利用の前月までに出席申込書へ記入をし、提出してください。なお、仕事が休みの場合は、お預かりできません。急な申込みは、利用する週の木曜日までとさせていただきます。

5 保育所の休日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日、3日及び12月29日～31日
- ・その他町長が定めた日

6 クラス構成・利用定員

	北保育所	南保育所
0歳児（つぼみ組）	8	2
1歳児（すみれ組）	18	5
2歳児（たんぽぽ組）	18	12
3歳児（ちゅうりっぷ組）	20	13
4歳児（さくら組）	28	13
5歳児（ゆり組）	28	15

7 食事

- 保育所入所児童は完全給食です。
3歳以上児クラス（ちゅうりっぷ、さくら、ゆり組）は、児童1人当たり月額5,500円（内訳 主食費1,000円、副食費4,500円）を月末に徴収させていただきます。
※連続して10日以上（土・日・祝日を除く）欠席したときは、給食費を減免する制度があります。
- 食物アレルギー（除去食・代替食）について
保育所指定の食物アレルギーに関する申請書類（医師の氏名のあるものを含む）を提出していただきます。その後保護者、保育所職員、栄養士（調理員）による面接を実施し確認の上、給食を提供します。献立によっては、代替食を持参していただく場合があります。
なお、代替食を忘れた場合、保育所では提供できません。
- 毎月献立予定表を配信します。
- 給食の提供開始時間は、3歳未満児クラスは11時30分、3歳以上児クラスは12時となっています。時間を過ぎて登所される場合は、食事の提供ができません。

8 健康・ほけんについて

日々お子さんの健康観察を行い、病気の初期症状に注意を払いながら健やかな保育を目指そう努めています。

- 集団生活の場です。感染症の疑いがあるときは、早目に医師の診断を受けて指示に従い、他の人にうつさないようにご配慮、ご協力をお願いします。
 - 感染症と診断された場合の登所開始時期については、医師の指示に従い、保育所に知らせてください。
 - 「水いぼ」は感染症です。患部が露出しないように対応をお願いします。
 - 嘔吐物、便、血液の付いた衣服は、感染症予防のため保育所では洗うことができません。
洗わずにビニール袋に密封して持ち帰ります。家庭での消毒、洗濯をお願いいたします。
- ※新年度に「主な感染症一覧」を配信しますのでご覧ください。
- 登所時に、体温が平熱より高いときや不調な様子が見られるときは、無理をせずお休みしてください。
 - 保育所内で発熱（目安37.5℃以上）、水分や食事が摂れないとき、下痢や嘔吐が続くとき、原因不明の発疹、目の充血や目やにが見られる場合、及びけがなどがおきた場合は、連絡をしますので速やかに迎えをお願いします。
 - 爪が伸びているとけがの原因になります。週1～2回を目安に、ご家庭で確認し、角のないように短く整えてください。
 - 髪の毛長いお子さんは、飾りのないシンプルなゴム（プラスチック製ではないもの）で結びましょう。前髪は、目に入らないよう切るか結びましょう。

- 毎月（つぼみ、すみれ、たんぽぽ組）、隔月（ちゅうりっぷ、さくら、ゆり組）の15日頃に身長、体重の測定を行います。結果についてはコドモン(P7参照)の成長記録欄に記載します。
- 各種健診と予防接種については、各自で受けてください。
接種後の集団保育は、お子さんの体に負担がかかりますので、家庭で安静に過ごしてください。
※公益財団法人の予防接種ガイドライン「予防接種と子どもの健康」を参考にしています。

9 薬の取り扱い

原則として、薬はお預かりしていません。

医師の指示で止むを得ず薬が必要となる「慢性の病気」の場合に限り与薬します。その場合は、与薬マニュアルに沿って、安全管理に細心の注意を払った対応をしますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

※新年度に、「保育所における与薬について」を配信します。

10 嘱託医について

	北保育所	南保育所
嘱託医	鳥山こどもクリニック 723-5557	今成医院 723-8280
嘱託歯科医	中村歯科医院 720-1800	こむろ歯科医院 724-0700

(変更になる場合があります)

嘱託医による内科健診、嘱託歯科医による歯科健診をそれぞれ年2回実施しています。

欠席などの理由で受けられなかった場合は、保育所からの通知を持参し、嘱託医で受診してください。

11 緊急時における対応

保育中に体調の急変が生じた場合やその他状況に応じて、速やかに保護者に連絡をします。嘱託医、又は医療機関へ連携をとるなどの必要な措置を講じます。

12 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備をし、定期的な避難及びその他必要な訓練を実施します。

消防計画作成 (変更)届出書	毎年度作成し、消防署へ提出しています。
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練を、月1回実施しています。
防災設備	自動火災報知器、消火器
指定避難所	北保育所は、小針北小学校 南保育所は、南小学校、南中学校(水害時)
保育所安全計画作成	安全に関する事項についての計画を作成しています。

13 虐待防止対策

- ・児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年職員が研修を受講しています。
- ・保育所は、児童虐待の防止等に関する法律第5条及び第6条に基づき、子ども虐待の早期発見や防止に率先して取り組むことが求められており、身体に気になる傷やアザなどが見られた場合には、関係機関への通告義務があります。

14 苦情解決制度

保護者からの改善を求めのご意見や要望に適切に対応するため、苦情解決体制を設けております。利用者の立場に立って、誠意のある解決を図り、利用者の満足度を高めていけるよう努力してまいります。

苦情など、気になることや不安なことがありましたら、下記担当者にご相談ください。

苦情解決責任者	保育所長
苦情受付担当者	所長補佐
	苦情解決第三者委員

15 保育ICTシステム

保育ICTシステム「CoDMON（コドモン）」を導入しています。保護者の方にコドモンのアプリを登録していただくことで、連絡帳やお知らせ配信等の機能を利用できます。

- 連絡帳は全ての項目を記入し、お子さんの登所時間までに送信してください。0、1歳児クラスの「給食提供について」の項目は、献立表の材料の欄を確認し記入をお願いします。
- 欠席、遅刻、送迎者等の連絡については、コドモンで午前9時までに送信してください。午前9時以降の連絡は、電話をお願いします。
- 行事の集合写真やスナップ写真などは、コドモンアプリ内で販売されます。配信されましたら各自で申込みをしてください。
- 登降所時に必ず打刻を行ってください。打刻時間を基に時間外保育利用と延長保育利用の料金を算定させていただきます

【ICカードについて】

- ICカードは各家庭に2枚お渡しします。(卒園、退所時に返却)

ICカードを忘れた場合 →職員にお知らせください。

紛失した場合 →職員にお知らせいただくとともに、『紛失届』の記入が必要になります。新たなカードの必要の有無にかかわらず、1枚につき385円実費を徴収します。

※詳細は、ICカード配付時に改めてお知らせします。

16 子育て支援事業

- 地域交流会（各保育所にて実施）

地域の就学前のお子さんと子育て中の保護者対象事業で、おおむね月1回園庭開放を実施しています。

- 一時保育事業

北保育所にて実施していますので、詳細は問い合わせください。

- 保育参加

保育所に在籍しているお子さんの保護者を対象として実施しています。詳細は後日お知らせします。

17 費用負担について

給食費（ちゅうりっぷ組・さくら組・ゆり組）、は月末、時間外保育料（短時間認定者の方対象）、延長保育料は、翌月に集金します。保育所に専用のポストがありますので、期日までに投函してください。

※給食費はポストに入れた後、名簿に日付を記入してください。

<その他の費用負担>

項目	内容等	金額
カラー帽子 (2歳児から)	日除け等を目的に、クラスカラー帽子を着用します。	1,000円程度
教材費 (3歳児から)	保育の製作、造形遊びに使用します。 クレパス、はさみ、粘土、粘土板、粘土ケース、粘土ヘラ、のり	3,000円程度
鍵盤ハーモニカ (5歳児)	小学校へ向けて、楽器に触れながら音楽を楽しみます。	6,000円程度
遠足(5歳児)	園外での活動を楽しみ、豊かな感性を育みます。	600円程度

※費用負担額は、その年によって変更することがあります。

- ・別紙「準備するもの」から、お子さんの年齢に合わせて用意をお願いします。
- ・すでにお持ちの教材、鍵盤ハーモニカがある場合は、そちらを使用することもできます。

18 その他

(1) 送迎について

- ① 保育認定時間(勤務時間+送迎時間)を守りましょう。申請した送迎時間を過ぎる場合は、必ず電話連絡をしてください。
- ② 保育認定時間と送迎時間が異なる日は、連絡帳配信(午前9時以降は電話)と職員に直接お知らせください。
- ③ 登所、降所時に、保護者の方が打刻を行ってください。
- ④ 送迎は、名札を付けた方対象となります。年間を通して、名札を必ず着用してください。送迎確認表に記名のない方、名札を付けていない方が迎えに来る場合は、安全確保のため、保護者の方からの連絡が必要です。連絡のない場合は引き渡しできません。

なお、中学生以下の送迎はお断りしています。

- ⑤ 駐車場では、エンジンを切り、車内に貴重品は置かないようにしてください。また、駐車場内は、お子さんと手をつないで安全に歩きましょう。
園庭や駐車場では遊ばず、速やかに帰りましょう。

(2) 連絡について

- ① 連絡帳の送信は、登所前までに、欠席や遅刻の送信は9時までをお願いします。連絡がない場合は、安否確認のために電話連絡をさせていただきます。
- ② 仕事が休みの場合や出張などで社外に出られる場合は、その日の連絡先をお知らせください。
- ③ 保護者の住所、勤務先及び緊急連絡先などに変更があった場合は、速やかにお知らせください。

(3) 服装・用品・持ち物について

- ① 持ち物全てに記名をしてください。
- ② リュックの中は毎日点検し、個人の玩具(リュックにつけるキーホルダーなど含む)は持参しないようにしましょう。
- ③ 衣服は、お子さんがひとりで着脱しやすいものを用意してください。
登所時は運動靴を履いてきましょう。サンダルやブーツはご遠慮ください。詳細は別紙『準備するもの』を参考にしてください。
- ④ 水遊びや泥んこ、絵具遊びなどで衣服が汚れたり、濡れたりすることがあるので、汚れてもよい服装で登所してください。また着替えカゴに衣服、靴下、パンツの予備を入れておいてください。
- ⑤ 迎えの際に持ち帰り忘れた荷物について、電話などでの連絡はしません。
- ⑥ 保育所で貸出したものは、洗濯後返却してください。なお、衛生上、パンツ・タオル(口や体を拭くもの)は新品のものをお渡しします。同サイズの新品パンツ・新品タオルを返却してください。
- ⑦ ゴムの伸びてしまった帽子は危険ですので、適宜付け替えましょう。
- ⑧ 寝具類は週末に持ち帰ります。洗濯をして翌週の始めにお持ちください。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について

保育が安全、円滑に行われるように、入所している児童全員に対して保護者から加入承諾をいただき、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に、保育所の負担で加入します。保育中にけがをして受診した場合や保育所の行き帰りのけがを対象に給付されます。

※詳細は、加入時に改めてお知らせします。

(5) その他の事業

- ① 町内の小学校や通園施設との交流事業を実施しています。
- ② 町内の中学校や高等学校の生徒、保育学生、看護学生、保育ボランティアなどの受け入れをしています。
- ③ 巡回指導について
保育所では、保育士が心理や言語などの専門指導員にお子さんやクラスの状況を伝え、保育の質を向上させるための指導を定期的に受けています。

保護者会について

保育所には保護者会があり、保護者と保育所が協力して児童の保育を全うするとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、会則を基に運営されています。

保育所における一日の流れ

〇つぼみ・すみれ・たんぽぽ組

時間	活動
7:00～延長保育	室内遊び
7:30～時間外保育 保育標準時間認定	
8:30～保育短時間認定	室内遊び
9:00	おやつ
	保育活動 散歩・外遊び・リズム遊び・水遊び（夏） など 睡眠（0歳児）※個別に対応
11:30	給食
12:20	読み聞かせ(絵本・紙芝居など) 睡眠
15:00	おやつ・室内遊び
16:30～ 時間外保育 保育標準時間認定	降所
18:30 延長保育 ～19:00	

〇ちゅうりっぷ・さくら・ゆり組

時間	活動
7:00～延長保育	室内遊び
7:30～時間外保育 保育標準時間認定	
8:30～保育短時間認定	室内遊び・外遊び
9:00	朝の会 保育活動 散歩・外遊び・リズム遊び・プール（夏）、水遊び など
12:00	給食
12:45	読み聞かせ(絵本・紙芝居など) 睡眠
15:00	おやつ・帰りの会・外遊び、室内遊び
16:30～ 時間外保育 保育標準時間認定	降所
18:30 延長保育 ～19:00	

1年間の主な行事予定

月	行 事	健康管理計画
4	★クラス懇談会	
5	こどもの日 ★こどもまつり	内科・プール健診
6	プール開き	歯科健診
7	セ 夕	
8	ハッピーデー（ゆり組）	
9		
10	★運動会	内科健診
11	総合文化祭（作品出品） 遠足（ゆり組）	歯科健診
12	クリスマス会	
1		
2	節 分 ★保育参観（ちゅうりっぷ・さくら・ゆり組） ★クラス懇談会（つぼみ・すみれ・たんぼぼ組）	
3	ひなまつり お別れ会 ★卒園式（ゆり組）	

※感染症などの状況により、行事内容が変更になる場合もあります。

- 防災訓練、防犯訓練、誕生会を月 1 回実施します。
- 交通安全教室を年 1 回実施します。
- ★印は保護者参加の行事です。
- 保育参加、個人懇談、クラス懇談会をクラス別に実施します。
- クッキング、野菜栽培などの食育活動に取り組んでいます。

コドモン資料室 添付書類一覧

1	全体的な計画
2	保育のしおり
3	保育所における与薬について
4	主な感染症一覧
5	子どもの病気 ～症状に合わせた対応～
6	嘔吐物等の処理と対応について
7	保育所安全計画
8	発達をめやす表

※その他、必要に応じて随時追加することがあります。

《ご理解とご協力をお願いします》

伊奈町立保育所の保育理念は、「子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に開かれた保育所を目指す」です。

『子どもの最善の利益』を第一に考え、保護者の皆様と信頼関係を構築しながら子育てを行っていくために、集団の中で子どもを預かる保育所保育と、家庭での保育の違いにご理解をお願いします。

- 1 保育所は、子ども同士が関わり合いながら、様々なことを試し、興味を広げながら育っていく場所です。保育士は、細心の注意を払い、子どもたちが安全に過ごせるよう保育しておりますが、活動に伴うけが、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、けんかなどが起こることもあります。けがなどがあった場合の状況については、保育士から保護者の皆様にご説明します。
保育所やご家庭でのできごとを共有しながら、子どもたちの心身の育ちを支援していきます。
- 2 保育所の敷地内、駐車場、行事の会場などでは、安全にご利用いただくために保育所のルールを守りましょう。
- 3 個人情報保護の観点から、施設内での撮影、SNS などへの写真の掲載及び書き込みは禁止です。
- 4 保育所への贈答品（食べ物・玩具など）は受け取れません。
- 5 家庭での発熱・嘔吐などの体調不良や、投薬、けがなどの重要な情報は、登所時に必ず保育士に連絡してください。
- 6 お子さんの成長、発達に関するできごとなど、保育所が気づいた点に関しては、保護者の方にお伝えします。ご家庭で気になることや、保育所生活でお気づきのことがありましたら、遠慮なくお話しください。